

**かめおか・ふるさと検定(初級・中級)の案内**

亀岡の歴史・文化・産業・暮らしを学ぶことで、魅力を再発見し、さらなる地域振興や街づくりに活かすため検定を実施します。合格者には合格証・バッジを交付します。

**試験日時** 2月18日(日)

午前10時～11時30分

**試験場所** 京都学園大学(曾我部町)

**受験資格** 学歴・年齢などの制限なし。ただし、中級は初級を合格していること。

**申し込み期限** 2月13日(火)

**受験料** 初級2,000円、  
中級3,000円

**申し込み問** 亀岡商工会議所  
TEL22-0053

JR亀岡駅観光案内所  
TEL22-0691

(観光戦略課)

**森のステーションかめおか2月イベント【本焼き玉鋼小刀製作】**

府内唯一の刀匠と研ぎの専門家の指導により、日本刀と同じ素材の玉鋼たまはがねで小刀をつくりません。玉鋼を火床で熱して、金づちで成形し、焼き入れをした後、砥石で研ぐ、本格的な体験です。

**とき** 2月17日(土)、18日(日)  
両日午前10時～午後4時

**ところ** 17日：将大鍛刀場(本梅町)、18日：森のステーションかめおか匠ビレッジ天然砥石と匠の技コーナー(亀岡市交流会館内、宮前町)

**対象** どなたでも(中学生以下は保護者同伴にて援助が必要)

**内容** 鍛冶体験(火造り、焼き入れ)、研ぎ体験(荒研磨、仕上げ研磨)

※昼食は各自持参。研ぎは別日程でも可。

**製作本数** 6本(予約制、先着順)1人1本、または複数人で共同制作可。

**指導** 中西裕也さん(刀工将大)、村上浩一さん(研ぎ屋むらかみ)

**参加料** 1本48,000円(銘切り、内曇砥石セット、桐箱、丁子油、小割玉鋼付き)

**申し込み問** 天然砥石館(火・水曜日休館)上野

TEL050-3700-1014

(観光戦略課)

**平成30年度課税から適用される税制改正について**

**1.給与所得控除の見直し(上限額の引き下げ)**

給与所得控除の見直しが行われ、給与所得控除の上限額が引き下げられることとなりました。

給与所得控除上限額の変更		
適用時期(区分)	現行	平成30年度以降分
上限額が適用される給与収入額	1,200万円超	1,000万円超
給与所得控除の上限額	230万円	220万円

**2.セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の創設**

適切な健康管理の下で医療用薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進および疾病の予防への取り組みとして一定の取り組み(※1)を行っている人が、平成29年1月1日以降に、自己または自己と生計を一にする配偶者、その他の親族のためにスイッチOTC医薬品(※2)を購入した場合に、1万2千円を超える額(最大8万8千円)を所得控除として適用できる特例が創設されました(従来の医療費控除と選択適用となります)。

※1 医師の関与がある次のいずれかの取り組みを行っている必要があります。

- ・保険者が実施する健康診査(人間ドック、各種健診など)
- ・市町村が健康増進事業として行う健康診査(生活保護受給者などを対象とする健康診査)
- ・予防接種(定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種)
- ・勤務先で実施する定期健康診断(事業主検診)
- ・特定健康診査、特定保健指導
- ・市町村が健康増進事業として実施するがん検診

※2 医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、ドラッグストアでOTC医薬品に転用された医薬品。スイッチOTC医薬品の具体的な品目は、厚生労働省ホームページに掲載されています。

**3.医療費控除・セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)に係る添付書類の見直し**

これまで、所得税の確定申告や市・府民税申告で医療費控除を受けるために、医療費や医薬品の領収書を添付または提示することが要件となっていました。平成30年度の申告からは、「医療費の明細書」または医療保険者などが発行する「医療費通知書(医療費のおしらせ)」を申告書提出の際に添付しなければならないこととされました。

※平成30年度から平成32年度までの申告分については、従来通り医療費などの領収書の添付または提示によることができます。

**問** 市役所1階税務課市民税係(9・10番窓口) TEL25-5012・25-5011

(税務課)

亀岡市休日急病診療所開所日のおしらせ 2月11日、12日、18日、25日 受付時間 午前9時50分～11時30分、午後1時～4時30分

**問** 亀岡市休日急病診療所 TEL23-5636 (日曜日・祝日のみ)